

新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託契約に関する検討委員会設置要領

(設置)

第1条 家庭ごみ収集運搬業務委託契約について、その適正な事務の運営及び契約の内容に適合した履行の確保を図るため、新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託契約に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 家庭ごみ収集運搬業務の委託契約についての入札参加資格（新潟市家庭ごみ収集運搬業務の委託契約に関する要綱第3条に規定する資格をいう。以下同じ。）を有しないとされた者に対する理由の説明及び再審査請求に関する事項
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての審査に関する事項
- (3) その他家庭ごみ収集運搬業務の委託契約におけるその適切な事務の運用及び契約の内容に適合した履行の確保について重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長のほか委員5人をもって組織する。

2 委員長は、環境部長をもって充てる。

3 副委員長は廃棄物対策課長をもって充てる。

4 委員は、行政経営課長、廃棄物政策課長、廃棄物施設課長、東清掃事務所長、西清掃事務所長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、その会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、会議を開くいとまがないと認めたときは、持ち回りで決議することにより、前項の規定による議決に代えることができる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、廃棄物対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成17年12月19日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年10月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年11月18日から実施する。